平成２５年（フ）第４８９９号
大阪府大東市深野３丁目17番107号
債務者　田ノ上由美子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９４１号
大阪府高槻市登町21番Ｂ36―506号
債務者　寒川　敏子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５００６号
大阪府枚方市田口山１丁目35番12―402号
債務者　髙島　省二
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２０号
大阪市西淀川区中島１丁目１番36号　上田文化103号室
債務者　尼野　政義
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３３号
大阪府八尾市東山本町７丁目５番23―101号
債務者　安本　五月
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３４号
大阪府八尾市東山本町８丁目１番21号
債務者　安本　謁美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０３８号
大阪府守口市藤田町１丁目８番11号
債務者　城戸　健市
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０５１号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番28号　音羽マンション205号
債務者　行徳　慎一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１４号
札幌市白石区本郷通10丁目北２番１―902号
債務者　盛田　秀明
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２２３号
札幌市中央区南５条東２丁目15番地１　キャビン５―202号
債務者　森　　一美
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８７号
札幌市中央区南20条西13丁目１番39号　ライオンズマンション南20条403号
債務者　佐藤　静夫
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８８号
札幌市中央区南20条西13丁目１番39号　ライオンズマンション南20条403号
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１８号
札幌市厚別区厚別中央１条１丁目１番70―207号
債務者　熊谷　和子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３３号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目３番19号
債務者　北舘　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３５号
札幌市豊平区西岡４条１丁目２番３―901号
債務者　目崎　邦彦
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５１号
札幌市豊平区豊平５条10丁目３番10―402号
債務者　山田谷　学
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７５４号
札幌市手稲区星置１条６丁目４番１号
債務者　吉原　里佳
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７８６号
札幌市豊平区豊平３条８丁目１番１―505号
債務者　蛯子　　隆
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部